

函 都 計

函 都 景

令和3年（2021年）6月1日

経済建設常任委員会委員 各位

都市建設部長

参考資料の配付について

このことについて、下記のとおり資料を配付いたします。

記

○ 配付資料

- 1 函館駅前・大門地区における立地適正化計画の推進
について…………… 1～2
- 2 「（仮称）西部地区再整備会社」の設立について…………… 3

（都市計画課 電話21-3361）
（まちづくり景観課 電話21-3357）

1 函館駅前・大門地区における立地適正化計画の推進について

(1) 経過

平成30年3月に策定した「函館市立地適正化計画」に基づき、持続可能でコンパクトなまちづくりを推進するため、これまで、空家の利活用の促進や街なかへの居住促進などの居住誘導施策のほか、公共施設の統合等による誘導施設の整備や公的不動産の有効活用による誘導施設の整備促進などの都市機能誘導施策に取り組んできたところであります。

こうしたなか、函館駅前・大門地区では、市街地再開発事業により、函館の顔としてふさわしい賑わいある新たな拠点施設の整備が進められているところから、当該地区を人口減少や少子高齢化が本格的に進むなかにあっても持続可能な都市構造へと再編を進めるため、新たな拠点施設整備と連携した周辺環境の整備や居住誘導施策など、立地適正化計画の推進に資する事業の実施に向けた検討を進めております。

(2) 事業概要

① 位置および区域

別紙参照

② 事業内容

○生活サービス機能の維持・増進策

- ・市街地再開発事業で整備されるビル内に「賑わいや交流を創出するための新たな公共施設の整備」
- ・ガーデンシティ函館の実現に向けた「道路（東雲広路，高砂通）の整備」
- ・商店街等との連携による「歩道を活用した回遊性と賑わいの創出」

○人口密度を維持する居住誘導策

- ・若年層を中心とした「居住誘導・定住促進策の実施」

※具体的な事業計画（事業内容，事業期間，事業費等）については，令和3年（2021年）12月に策定し，国に提出する予定であります。

(3) 活用する補助事業

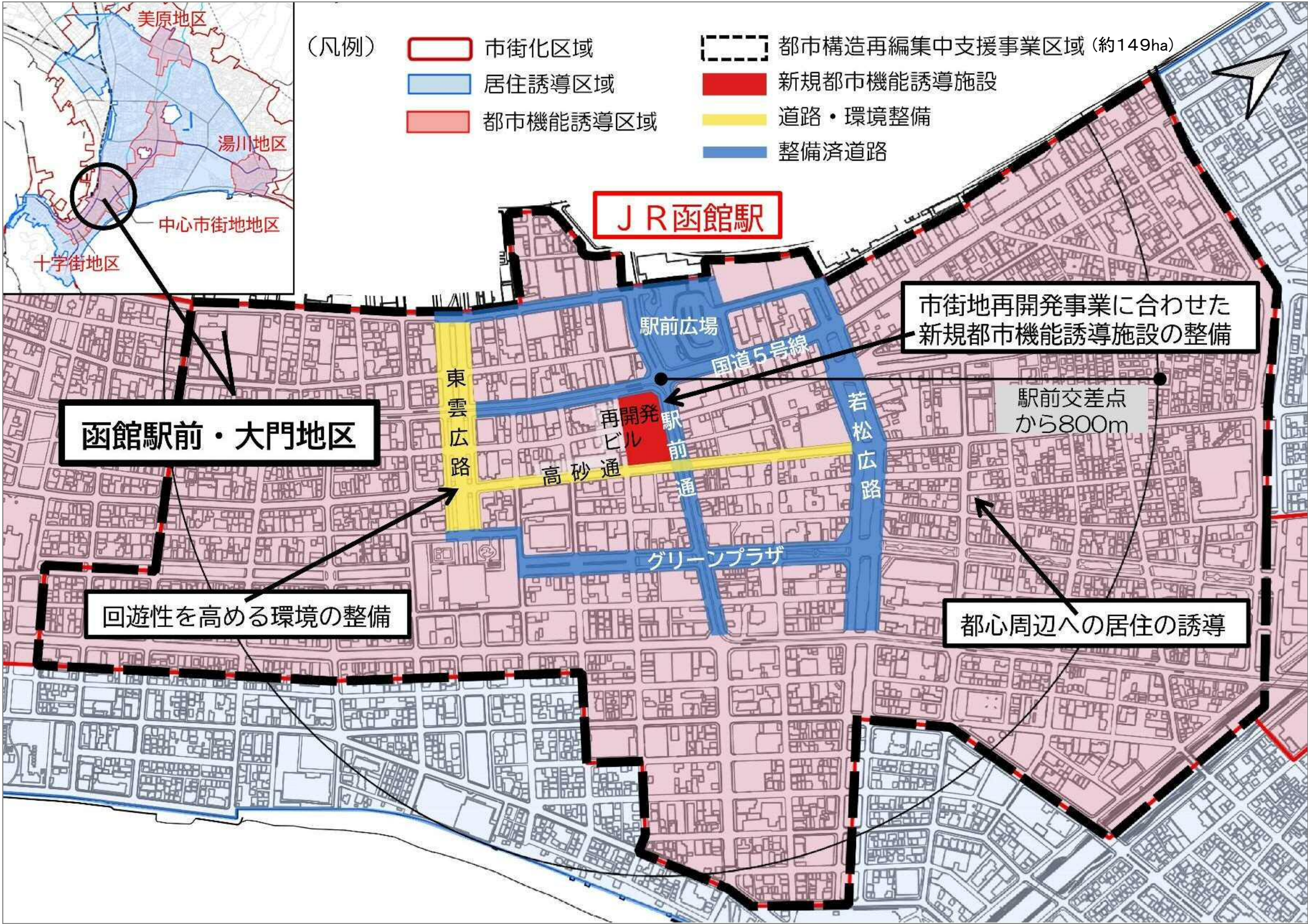
○都市構造再編集中支援事業（所管：国土交通省）

- ・立地適正化計画を策定している市町村のみを集中的に支援する個別支援制度
- ・対象区域：立地適正化計画に位置付けている都市機能誘導区域内
- ・国費率：1／2
- ・事業期間：5年間（令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度））

(4) 今後のスケジュール（予定）

- ・令和3年（2021年）6月 令和4年度国費関連事業に関する市・市議会合同要望
- ・令和3年（2021年）12月 事業計画策定
- ・令和4年（2022年）3月 新年度予算案議決後，国へ補助申請
- ・令和4年（2022年）4月～ 事業着手

位置および区域



2 「(仮称)西部地区再整備会社」の設立について

現時点での会社設立の概要について、以下のとおり報告します。

(1) 設立形態 株式会社

(2) 資本規模および構成 (予定)

資本金：5,000万円

授權資本：1億円

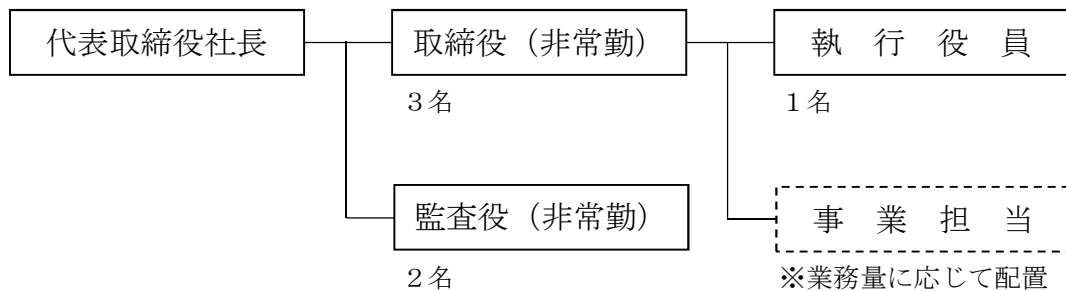
構成：函館市(40%)，民間(60%)

※民間資金は(株)地域経済活性化支援機構(REVIC)のファンドの活用および市内企業等9者からの出資を予定

(3) 主な業務

- 函館市西部地区でのまちづくり活動及びまちづくり活動を行う者との連携，調整等に関する業務
 - ・ 不動産の売買，賃貸借，仲介及び管理業務
 - ・ 土地及び建物の有効利用に関する企画，調査，研究，設計及びコンサルティングに関する業務等

(4) 運営体制 (予定)



※取締役等を(株)地域経済活性化支援機構(REVIC)から数名派遣予定

(5) 今後のスケジュール (予定)

- 令和3年7月 設立準備委員会開催 (出資予定企業等への説明会含む)
 - 発起人会開催
 - 会社設立手続 (出資金払込，登記申請等)
- 8月 株主総会・取締役会開催
- 営業開始**